

岐阜県公報

号外(一) 令和五年七月十一日

目次

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	七
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(交通企画課)	九
岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例	(交通規制課)	一〇

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 防疫等作業手当について、国家公務員に準じて、次のとおり見直しを行うこととした。(付則第二七項関係)

1 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例を廃止することとした。

2 特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合に、従事した日一日につき四、〇〇〇円の範囲内で防疫等作業手当を支給することとした。

二 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、名称及び対象者の見直しを行うこととした。(第二二条の五関係)

三 この条例中一は公布の日から、二は「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 自動車税

1 環境性能割

税率の適用区分を見直すこととした。(第七二条の八関係)

2 自動車メーカーの燃費・排ガス不正行為への対応

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、一〇パーセントから三五パーセントに引き上げることとした。(附則第二二条の七及び附則第一四条関係)

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (とき) 翌日

令和五年七月十一日

二 その他所要の規定の整理等を行うこととした。

三 この条例は、一部を除き、令和六年一月一日から施行することとした。
こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二一号）

一 「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等の施行に伴い、次の五条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

2 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

3 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

4 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

5 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

一 「道路交通法」の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る自動車運転等講習手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二三号）

一 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」の一部改正に伴い、信号機が満たすべき基準を同規則のとおり改正することとした。（第六一条関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を「特定新型コロナウイルス等対策派遣手当」に改める。

第二十条第一項第十四号中「平成六年国家公安委員会規則第十八号」第二条を「令和四年国家公安委員会規則第十五号」第二条第一号に改める。

第二十二條の五第三項中「第四十四条」を「第二十六條の八」に、「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を「特定新型コロナウイルス等対策」に、「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を「特定新型コロナウイルス等対策派遣手当」に改める。

第二十六條中「新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当」を「特定新型コロナウイルス等対策派遣手当」に改める。

付則第二十七項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者を受け入れる宿泊施設その他人事委員会が定める区域において、新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等で、当該新型コロナウイルス等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう）」に改め、「緊急に」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第二十二條の五第三項の改正規定及び第二十六條の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行の日から施行する。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「質問し、又は検査」を「質問、検査又は物件（その写しを含む）の提示若しくは提出の要求」に改める。

第七十一条の三に次の一項を加える。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第七十一条の六の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第七十一条の六の次に次の一条を加える。

第七十一条の六の二 オーストラリア軍隊が、第七十一条の三第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第七十一条の二第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第七十二条の八第一項第一号イ②中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同

号口②中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号八中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号二中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号二①(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号二①(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号二②中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号水中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号水②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号へ中「バス又は」を削り、同号へ②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ①(i)中「第九条の二十八項」を「第九条の二十七項」に改め、同号イ①(ii)中「第九条の二十九項」を「第九条の二十八項」に改め、同号イ②中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号口②中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ①中「第九条の二十二項」を「第九条の二十一項」に、「第九条の二十三項」を「第九条の二十二項」に改め、同号イ②中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号口②中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号水中「第九条の四十三項」を「第九条の四十五項」に改め、同号水②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号水を同号トとし、同号二中「バス又は」を削り、「第九条の四十二項」を「第九条の四十四項」に改め、同号二②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号二を同号へとし、同号八中「バス又は」を削り、「第九条の四十一項」を「第九条の四十三項」に改め、同号八②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四

年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ロ②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項」に改め、同号ハ①②中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ①②中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ニ②中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第七十二条の八第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第七十二条の八第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を

「第九条の四第二十六項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第七十二条の八第四項中「からニまで」を「ロ及びホ」に、「及びロ」を「ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、「施行規則第九条の三十二項」を「同条第三十二項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を

削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ホ(2)」を「第一項第一号ロ(2)」に、「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3) 令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2) 令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十一年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第七十二条の八第五項中「第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百九」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百九」を「百分の百九」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百九」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の百十六」を「百分の百九」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2) 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2) 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2) 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ②の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ②の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九條の二十八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト②中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ②において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ②中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第十二條の六(見出しを含む。)中「附則第十二條の二の十第一項」を「附則第十二條の二の十」に改める。

附則第十二條の八中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第七項の規定 令和七年四月一日
- 二 第一條中岐阜県条例第七十一條の三に一項を加える改正規定及び同条例第七十一條の六の次に一條を加える改正規定並びに同条例附則第十二條の四の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

三 第二條中岐阜県条例第十一條の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一條第十二号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)

2 第二條の規定による改正後の岐阜県条例第十一條の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 第一條の規定による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)第七十一條の三四項及び第七十一條の六の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

4 新条例附則第十二條の四第一項(第二号に係る部分に限る。)、第七項及び第八項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例第七十二條の八及び附則第十二條の七の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十四條の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

7 第二條の規定による改正後の岐阜県条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表五の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(一部改正)

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「省令」を「府令」に改める。

第六条第二項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二十四条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第六十一条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十三条第五項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「府令」に改める。

第十八条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第三十二条中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第二項及び第三項中「省令」を「府令」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「省令」を「基準命令」に改める。

第六条第一項中「省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第四十一条第一項中「場合において」の下に、「第六条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」とを加える。

第四十二条第一項中「省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第四十六条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十二条第一項及び第二項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第四十八条第一項第四号及び第八十条第四項中「省令」を「基準命令」に改める。

第一百零四条第四項中「省令」を「基準命令」に改め、「第二百十条第四項の」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第一百零九条第三項中「省令」を「基準命令」に改め、「第二百二十七条第三項の」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第一百三十七条第四項、第四百四十七条第五項、第四百四十七条の二、第六十条第一項及び第七十一条の三中「省令」を「基準命令」に改める。

第八十一条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号口から二末

での規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第百八十四条中「省令」を「基準命令」に改める。

第百八十四条の四第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第百八十四条の十、第百八十四条の十九、第百八十五条第二項及び附則第二項から第四項までの規定中「省令」を「基準命令」に改める。

附則第六項中「省令附則第二十条第一項」を「基準命令附則第二十条第一項」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二十九条及び第三十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)」を「内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和五年内閣府令第四十三号)」に改める。

第四十八条中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第六十七条第一号中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十条第一項ただし書中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第九十条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第九十八条第一項中「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十四条第一項の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所(市町村等が設置するものに限る。以下同じ。)について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和五年厚生労働省令第四十八号)第二十六条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第一条の内閣総理大臣の認定を受けている場合は、第五条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十五条第二項の規定にかかわらず、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満三歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表二十九の項第十五号中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（道路交通法第二十一条第一号の五に規定する遠隔操作型小型車をいい、遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（同法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年七月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社